

7 生徒表彰規定、生徒会会則

生徒表彰規定

以下の者について表彰する。

賞 の 種 類		内 訳
学習部門	優 良 賞	校内定期テストにおいて、学年順位が1割に入った生徒。
	努 力 賞	校内定期テストにおいて、学年順位が1学期の中間テストに比べ、20番以上上がった生徒。
体育大会部門	種目優勝	体育大会の各種目で、学年1位の生徒、チーム。
	総合優勝	体育大会男女総合1～3位。
	新記録賞	体育大会の各種目で、新記録を出した生徒。
文化部門	優 秀 賞	合唱コンクールで優秀であった学級・生徒。 校内書き初め展で優秀であった生徒。
理科部門	加藤与五郎賞	夏休みの理科研究として、優れた作品を出した生徒。(各学年1名) ただし、他の賞と重ならないように配慮する。
善行・奉仕部門	南の風同窓会賞 (同窓会後援)	委員会活動や係活動、部活動や清掃活動などの諸活動に、陰日向なく取り組んでいたり、日々の学習態度や生活態度が、他の生徒の模範となった生徒。(各学級1名)

刈谷南中学校生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は刈谷南中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会の主旨は、本校の福祉増進のため学校並びに校区と協力する。本会は生徒の問題に対し積極的な指導をなし、学校行事に対する生徒の参与を促進するため各学級を通じて働きかけ、また本会の顧問を通じ校長先生、各先生に生徒の意志を上達する。

第3条 本会は法的責任なく前条の目的を達成する。

第3章 会 員

第4条 本会員は刈谷南中学校全生徒とする。

第4章 議員及び議会

第5条 各学級は議会に各々(男女各1名)の代表者(議員)を送る。本議会は生徒会の最高議決機関であって上記目的を達成するために必要な権限を与えられている。遂行されたあらゆる業務報告、決議修正は、これら議員によって学校全体に伝達される。各議員は各々1票権を有する。

第6条 議会に送る各学級代表は無記名投票、過半数の決議により選出され、その任期は半年とする。

第7条 議員は出身学級の過半数の不信任を受けた時は、直ちに辞任する。

第8条 議会は必要に応じて行い、全議員の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席議員の過半数とする。

第5章 部 会

第9条 執行部は会長1名、役員6名とする。

第10条 前期執行部（役員）選挙は、前年度学年末に行い、後期執行部選挙は9月に行う。また、下記のように定数を設ける。

前期役員 2年生 5名 1年生 2名

後期役員 2年生 5名 1年生 2名

第11条 役員の任期は、すべて半年間であるが、引き続き就任も可能である。

第12条 会長は生徒会の首長であり、上級学年役員の中から互選で選び、議会で承認を得る。

第13条 生徒会役員は、会長不在の時又は執務不能の場合これに代わる。また、下記の記録の作成又は保持にあたる。

(イ) 会則の修正

(ロ) 任期中の役員議会その他委員名簿

(ハ) 議会総会の会議録

(ニ) 通信文

第6章 委 員 会

第14条 各委員会には委員長1名、副委員長1名をおき、委員会で選出する。

第7章 顧 問

第15条 生徒会に対する顧問若干名は校長の任命によって選出される。この顧問は執行委員会、議会、その他に出席し勧告指導をする。なお、委員会には1名以上の顧問がおかれる。

第8章 最高決定権

第16条 校長は生徒会の活動に関するもいかなる問題に対して最高決定権を有する。

第9章 諸細則制定

第17条 議会、その他の公の委員会は本会則の範囲内で細則を定めることができるが議会の承認を得なければならない。

第10章 修 正

第18条 本会則に対する修正案は書式されて執行委員会に提出される。

第19条 会則の修正はまず議会の3分の2の多数決によって可決され、次に校長の承認により成立する。

第11章 会 則 承 認

第20条 本会則は議会の過半数により承認されれば直ちに施行される。